

文京区政策会議運営要綱

平成 11 年 9 月 1 日 11 文企企発第 124 号区長決定
最終改正 平成 19 年 3 月 30 日 18 文企企第 339 号部長決定

(設置)

第 1 条 次の各号に定める事項を所掌する政策会議を設置する。

- (1) 区の政策形成に関して意見交換を行うこと。
- (2) 区政の基本的事項に関して意見交換を行うこと。
- (3) 専門委員の提言を協議し、又は検討すること。

(構成員)

第 2 条 会議は、区長が主宰し、副区長及び教育長をもって構成する。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求めることができる。

(運営)

第 3 条 会議は、区長が必要に応じて招集する。

(幹事)

第 4 条 会議に、会議の運営を補佐するための幹事を置く。

- 2 幹事は、企画政策部長及び総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 区長は、必要があると認めるときは、関係部長の出席を求めることができる。

(会議の非公開)

第 5 条 会議は、非公開とする。

(会議録)

第 6 条 会議録は、要点筆記により調製する。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則 (平成 19 年 3 月 30 日 18 文企企第 339 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。